

參考資料

参考資料 1 芦屋市の状況

(1) 市民アンケート調査結果

後期基本計画の策定にあたって、市民アンケート調査を実施しました。

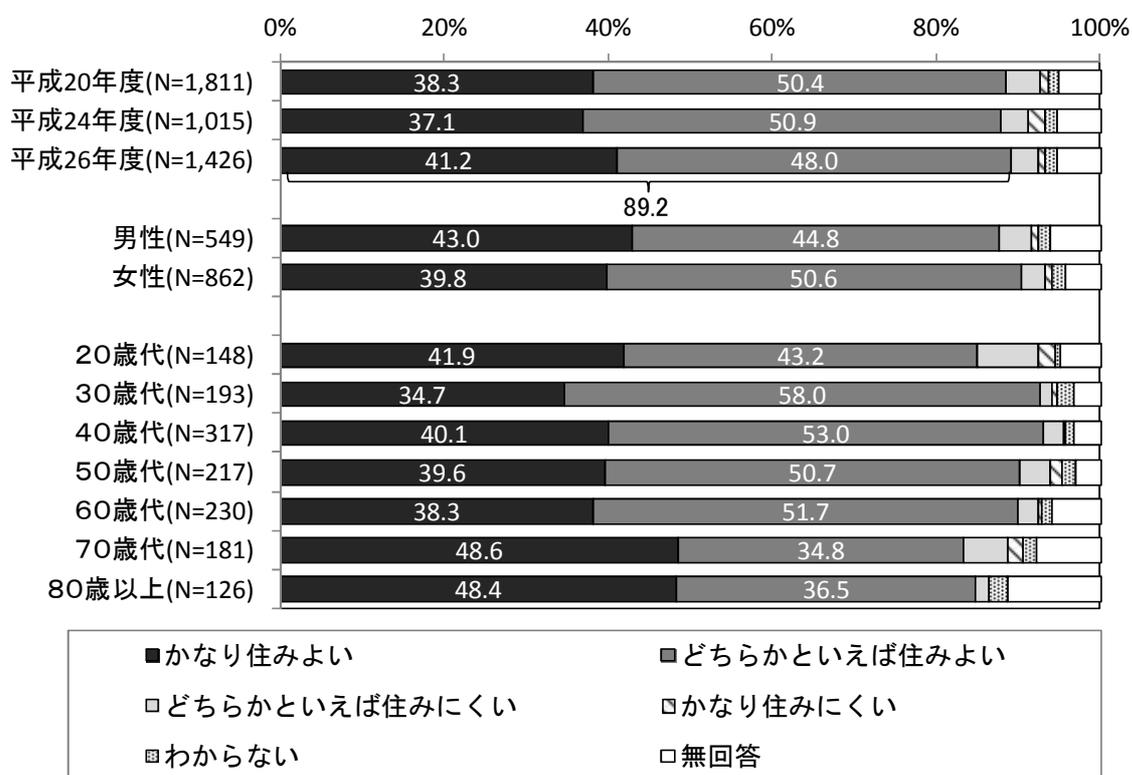
調査対象	芦屋市在住の20歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
調査期間	平成27年(2015年)2月27日～平成27年(2015年)3月17日
有効回答率	47.7%

① 芦屋市の住み心地

お住まいの地域の住み心地については、「かなり住みよい」が41.2%、「どちらかといえば住みよい」が48.0%となっています。両者を合わせると、89.2%が「住みよい」と感じています。

年代別では、「70歳代」、「80歳以上」の「かなり住みよい」の割合が他の年代よりやや高く、「30歳代」の割合が他の年代よりやや低くなっています。

お住まいの地域の住み心地（調査時期別・性別・年代別）

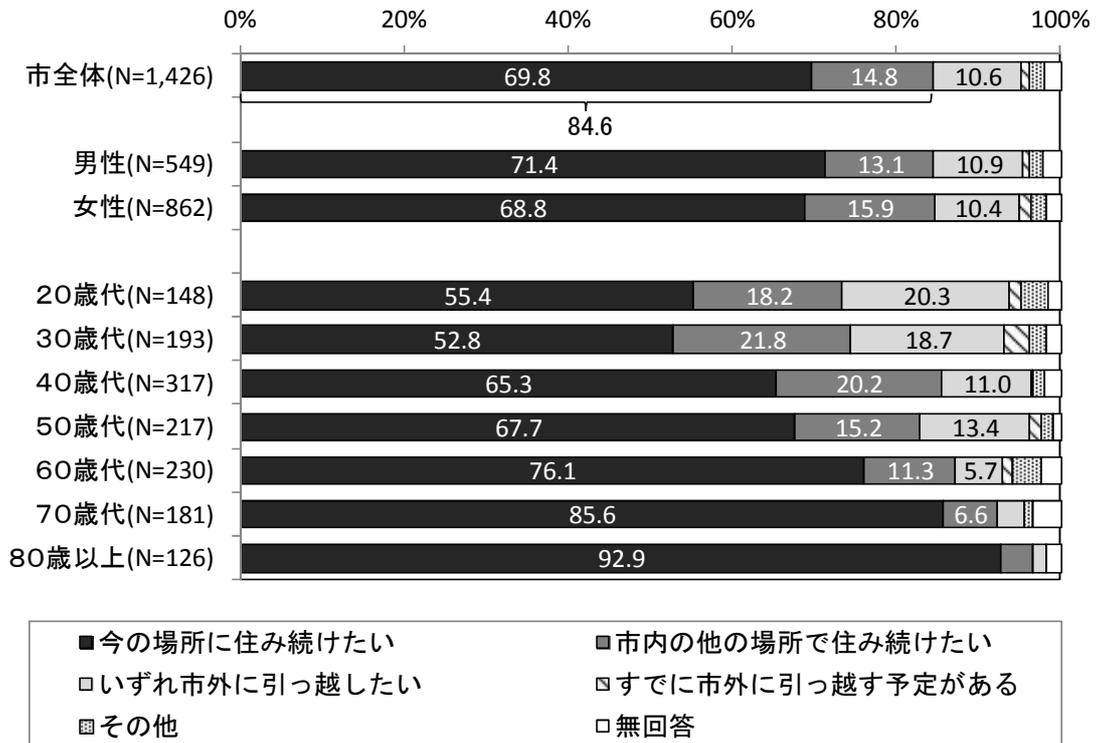


② 芦屋市での定住意向と、芦屋市に住み続けたい理由

芦屋市での定住意向は「今の場所に住み続けたい」が69.8%で最も多く、「市内の他の場所で住み続けたい」が14.8%と続いています。両者を合わせると、84.6%が「芦屋市内で定住したい」と考えています。

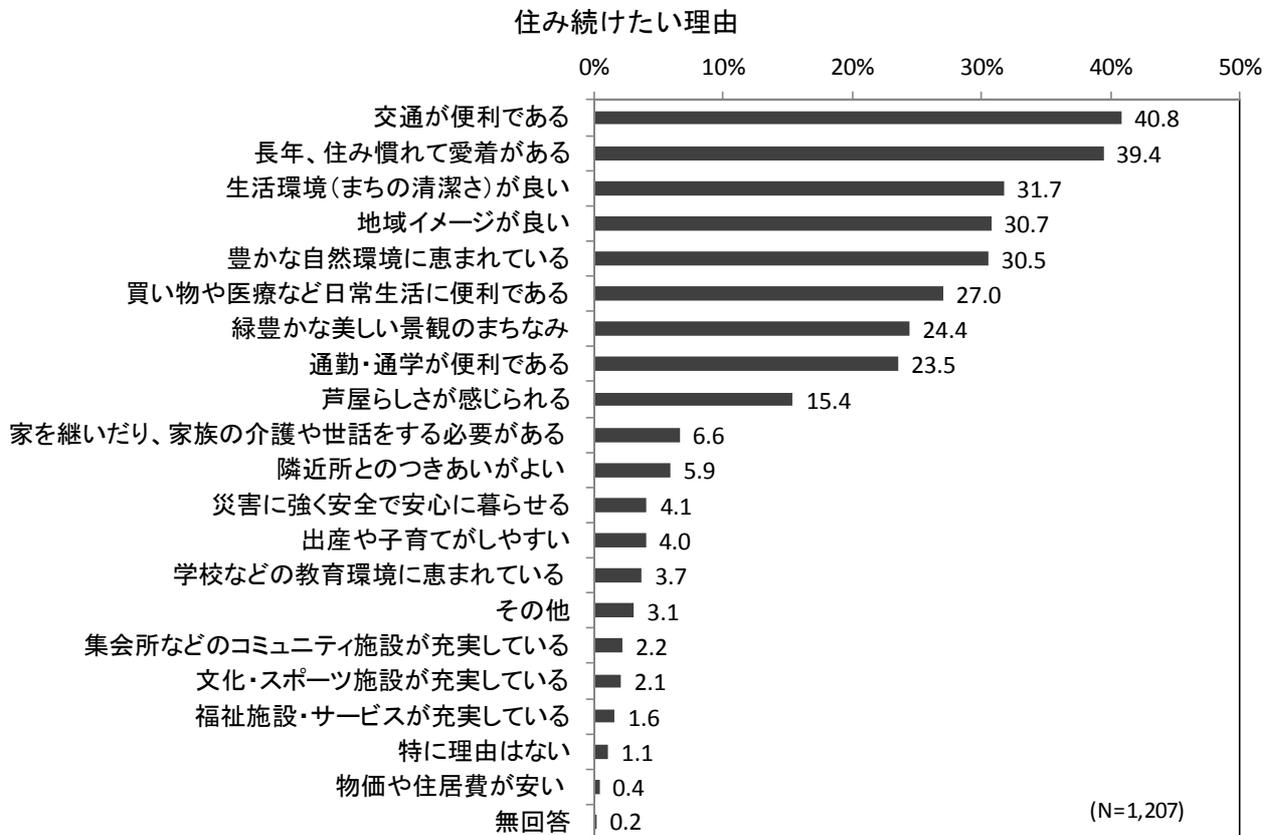
年代別では、概ね年齢層が高いほど「今の場所に住み続けたい」の割合が高く、「20歳代」、「30歳代」では「今の場所での定住」意向は約5割にとどまり、「市内での転居」と「市外への転出」がそれぞれ約2割となっています。

定住意向（性別・年代別）



③ 芦屋市に住み続けたい理由

芦屋市に住み続けたい理由としては、「交通が便利である」が40.8%で最も多く、「長年、住み慣れて愛着がある」が39.4%と続いています。

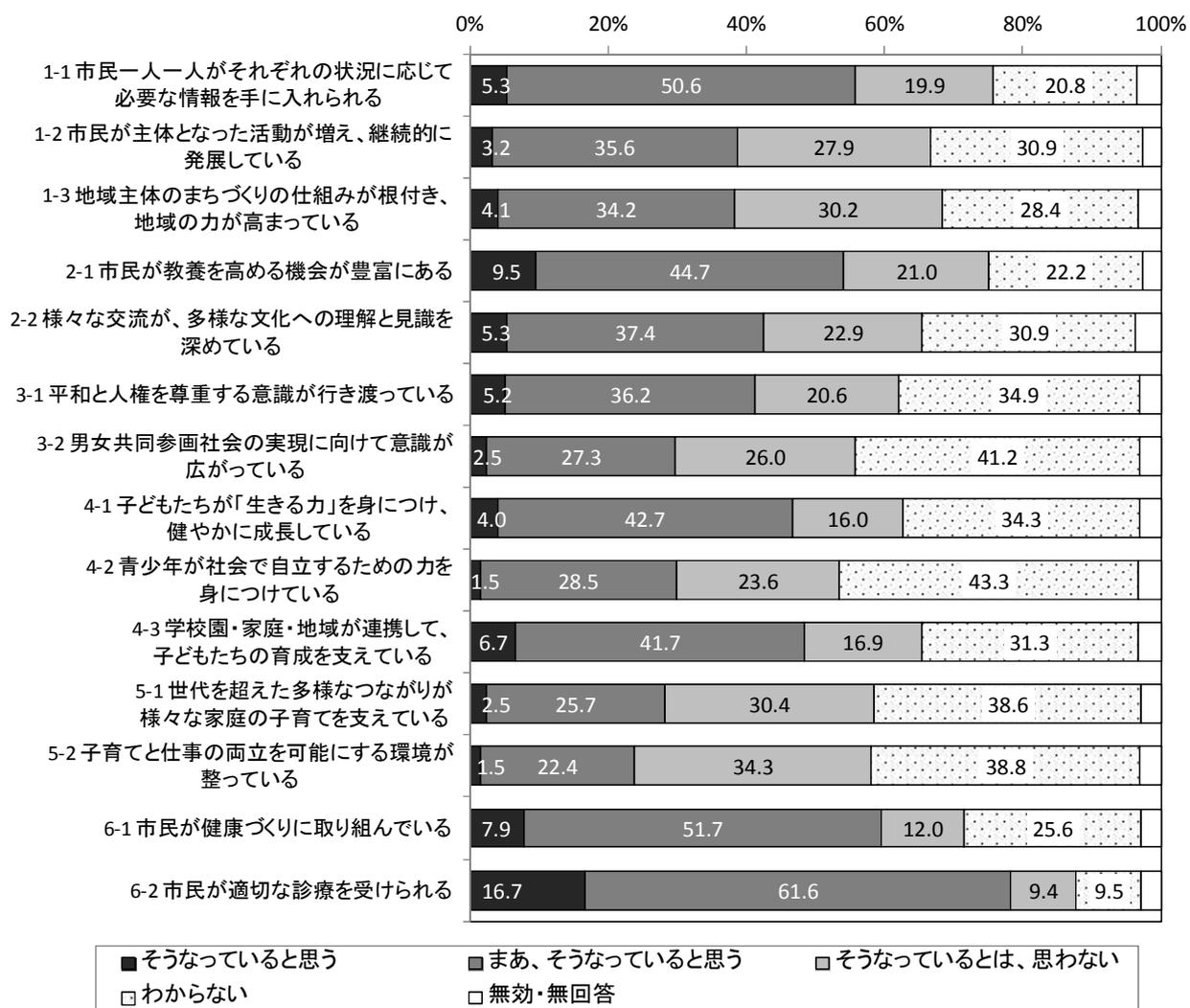


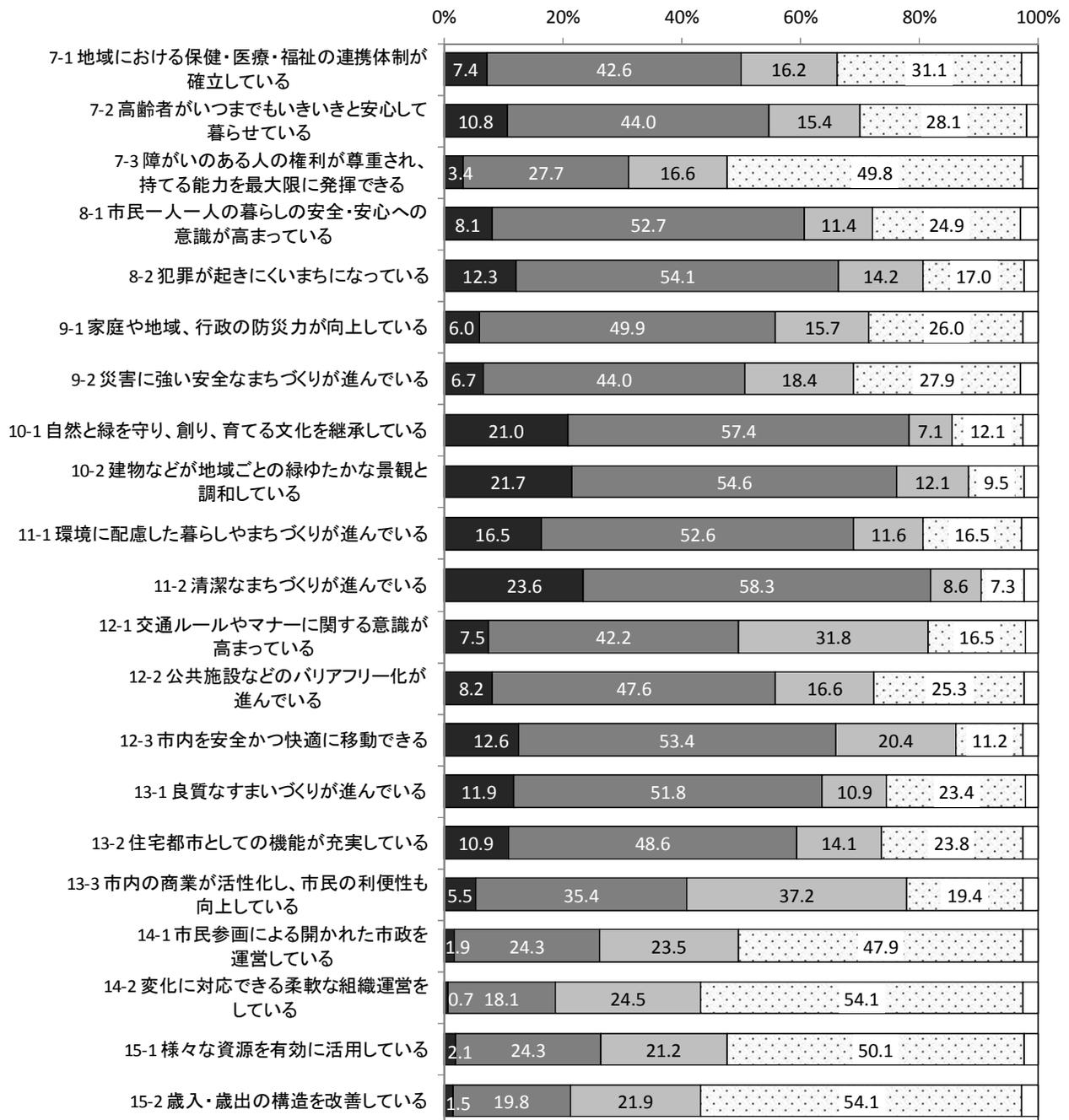
④芦屋市のまちづくりの目標の達成状況についての考え

35の施策目標の達成状況についてたずねたところ、肯定的意見（「そうになっていると思う」と「まあ、そうになっていると思う」の合計）の割合は、「11-2 清潔なまちづくりが進んでいる」が81.9%で最も高く、「10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している」が78.4%、「6-2 市民が適切な診療を受けられる」が78.3%と続いています。

一方、否定的意見（「そうになっているとは思わない」）の割合は、「3-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している」が37.2%で最も高く、「5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている」が34.3%、「12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている」が31.8%と続いています。

芦屋市の現状についての考え





そうになっていると思う
 まあ、そうになっていると思う
 そうになっているとは、思わない
 わからない
 無効・無回答

(2) 前期基本計画の総括結果

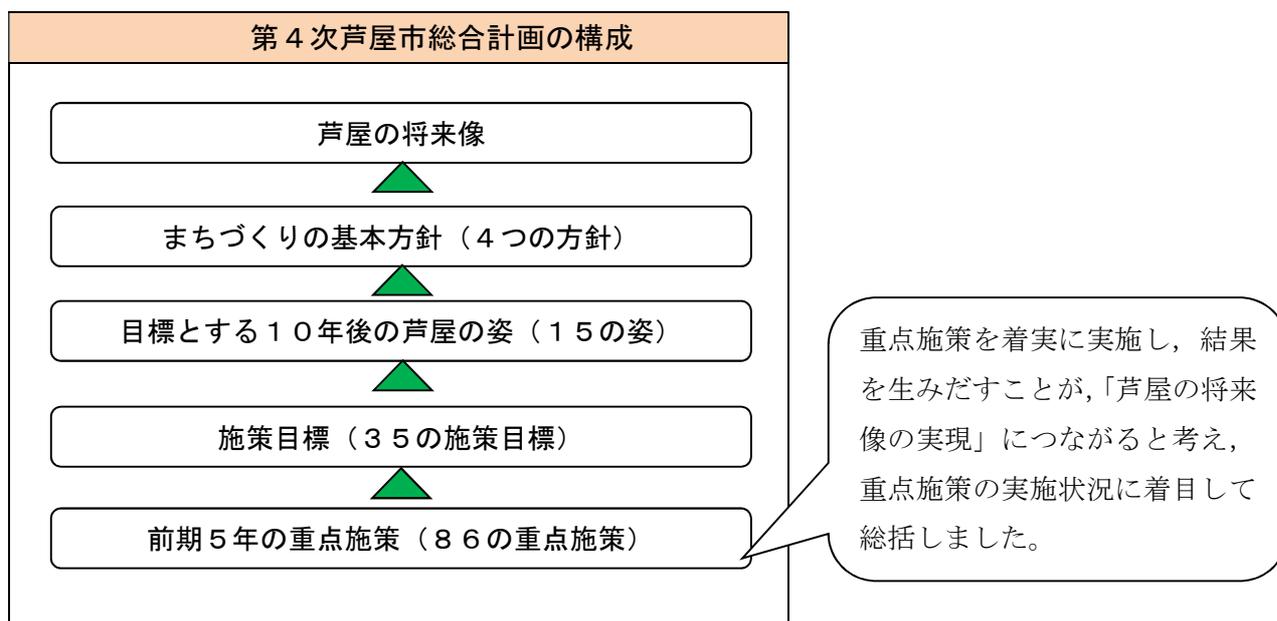
前期基本計画の計画期間が平成 27 年度(2015 年度)までとなっていることから、後期基本計画の策定に活かすことを目的に前期基本計画期間における取組の総括を行いました。

①総括の視点

前期基本計画では、35の「施策目標」について、「前期5年の重点施策」を設定しています。

「前期5年の重点施策」が着実に実施されることで、「目標とする10年後の芦屋の姿」、さらには本市がめざす将来像に近づいていくと考えることから、35の「施策目標」ごとに、「前期5年の重点施策」の実施状況に注目して総括を行いました。

総括にあたっては、施策目標ごとに実施状況の評価を行うことから、行政評価における「施策評価」として行っています。



②評価の方法

「展開状況」と「結果の傾向」の2つの視点での評価をもとに、4段階（☆☆☆☆～☆）で評価し、総括コメントとして前期計画期間の主な取組や成果、後期に向けての課題を整理しました。

[4段階での評価]

総括結果	総括結果の☆の意味	展開状況	結果
☆☆☆☆	全ての小項目を実施しており、結果も良好である	全て実施(○)	全て良好(○)
☆☆☆	実施していない小項目があるが、結果は良好である	一部実施(△)	全て良好(○)
☆☆	小項目を全て実施しているが、悪化傾向の結果がみられる	全て実施(○)	悪化あり(△)
☆	実施していない小項目があり、悪化傾向の結果もみられる	一部実施(△)	悪化あり(△)

③総括の結果

前期基本計画における35の施策目標の総括結果は次のとおりです。

内訳をみると、☆☆☆☆が17施策、☆☆☆5施策、☆☆が8施策、☆が5施策となっています。

評価結果の一覧

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	総括結果	☆4	☆3	☆2	☆1
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる	☆☆☆		○		
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している	☆☆☆☆	○			
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている	☆☆☆☆	○			
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある	☆☆			○	
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている	☆☆☆☆	○			
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている	☆☆☆☆	○			
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている	☆☆			○	
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している	☆☆☆		○		
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている	☆☆☆☆	○			
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている	☆☆☆☆	○			
	5 地域で安心して子育てができる	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている	☆☆☆☆	○			
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている	☆☆			○	
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	☆☆☆☆	○			
		6-2 市民が適切な診療を受けられる	☆☆☆		○		
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	☆				○
		7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている	☆				○
		7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる	☆☆☆☆	○			
	8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている	☆☆☆☆	○			
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている	☆☆☆☆	○			
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している	☆				○
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	☆☆			○	
3 人々のまちを大切にす心や暮らし方をまちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創（つく）り、育てる文化を継承している	☆				○
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	☆☆☆		○		
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○			
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○			
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	☆☆			○	
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	☆☆☆☆	○			
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる	☆☆			○	
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	☆☆☆☆	○				
	13-2 住宅都市としての機能が充実している	☆☆☆		○			
	13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	☆☆			○		
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	☆				○
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	☆☆			○	
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	15-1 様々な資源を有効に活用している	☆☆☆☆	○			
		15-2 歳入・歳出の構造を改善している	☆☆☆☆	○			

(2) 芦屋市の人口推移と将来推計人口

①人口推移

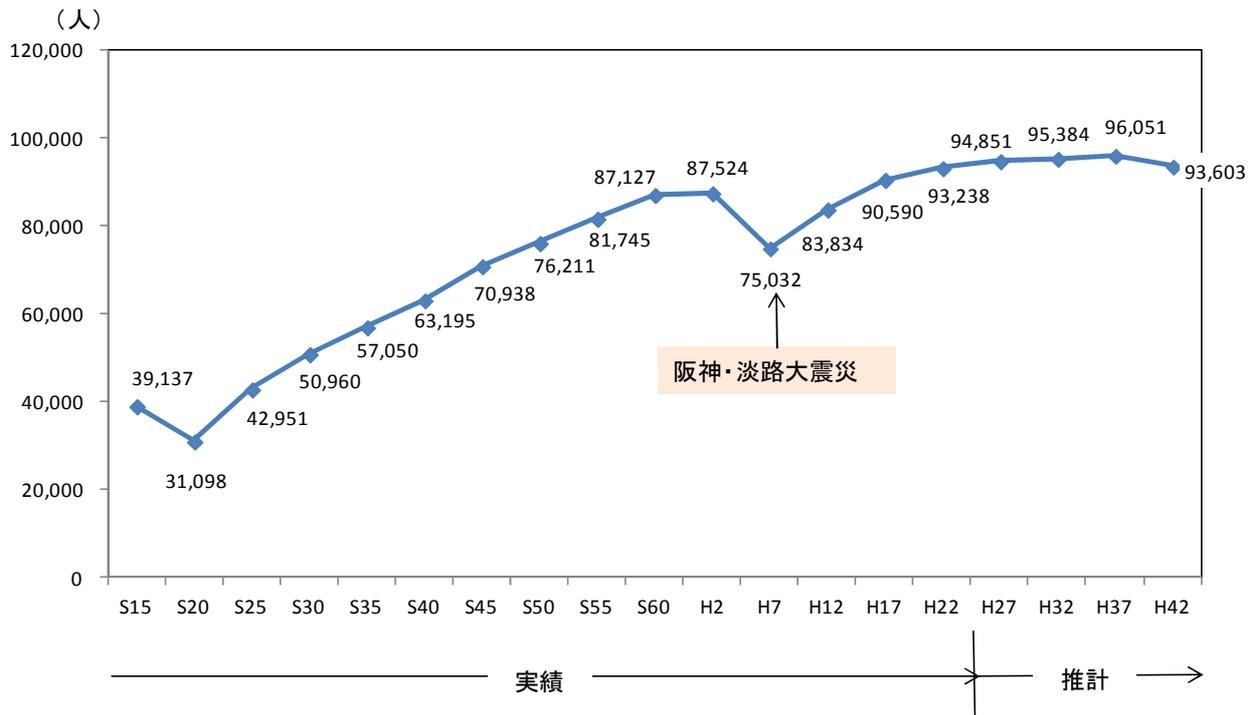
本市の人口は昭和50年(1975年)には76,211人でしたが、その後微減傾向で推移し、昭和53年(1978年)の芦屋浜への入居が開始した後の昭和54年(1979年)、昭和55年(1980年)は人口が急増し、その後も増加を続け昭和63年(1988年)には88,623人となりました。しかし、これをピークとして減少傾向に転じ、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災の影響を受けたため、人口は75,032人に急減しました。その後は、平成11年(1999年)までは横ばい傾向で推移しましたが、震災復興整備に伴って徐々に人口は回復し、平成14年(2002年)には87,790人に達し、震災前の水準に戻りました。

その後も南芦屋浜地区への入居等もあり、人口の増加は続きましたが、平成16年(2004年)以降は住宅用地の供給不足や景気の低迷の影響もあり、増加は緩やかとなり、平成26年(2014年)には94,642人となっています。

②将来推計人口

平成22年(2010年)の国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、本市の人口は平成22年(2010年)以降も微増を続けますが、平成37年(2025年)の96,051人をピークにその後は減少すると見込まれます。

芦屋市の人口推移と将来推計人口

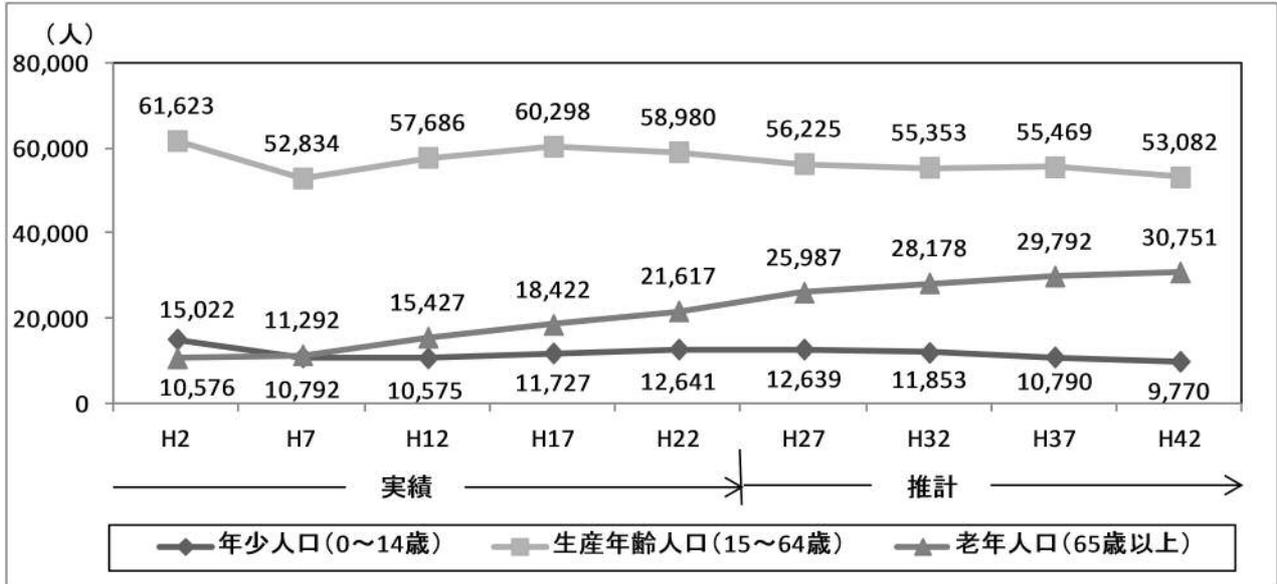


(資料) 芦屋市「芦屋市将来人口推計報告書」(平成27年3月)

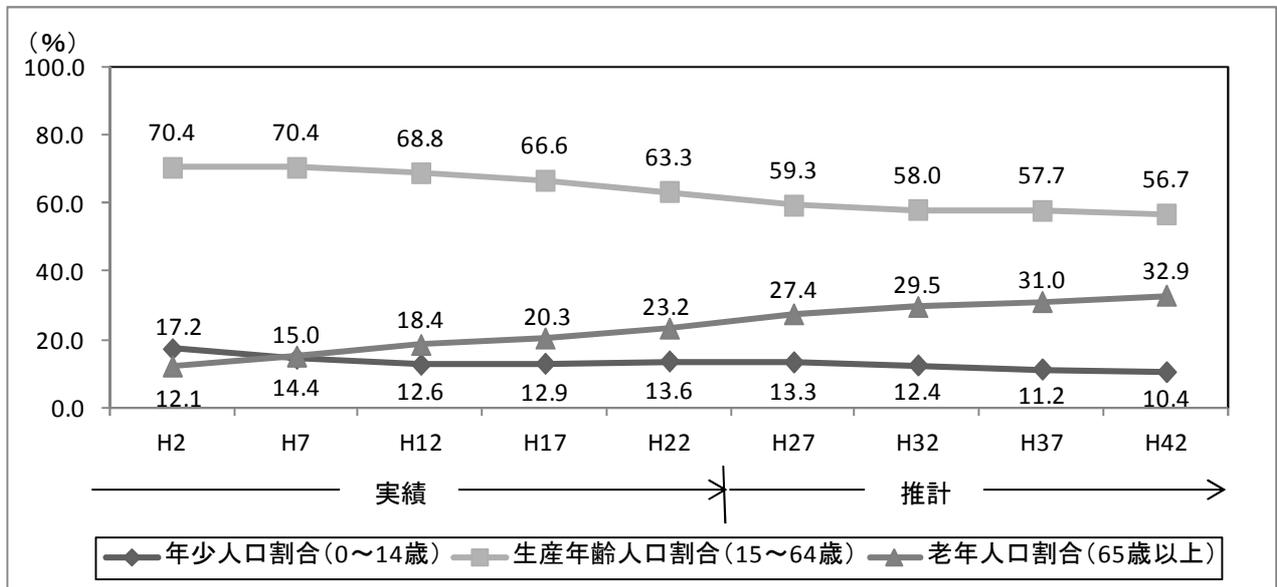
③年齢3区分別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口（0～14歳）は、平成22年（2015年）以降も横ばい傾向で推移し、平成27年（2015年）をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年（2005年）から減少傾向となり、老年人口（65歳～）は、増加傾向で推移します。

年齢3区分別将来推計人口（人数）



年齢3区分別将来推計人口（割合）



（資料）芦屋市「芦屋市将来人口推計報告書」（平成27年3月）

このように、本市でも全国的な傾向と同様にいわゆる 超高齢社会を迎えており、人口減少も徐々に始まる見通しとなっています。本市においても人口減少対策や少子高齢化対策をより一層進めていく必要があります。

(3) 芦屋市の財政状況

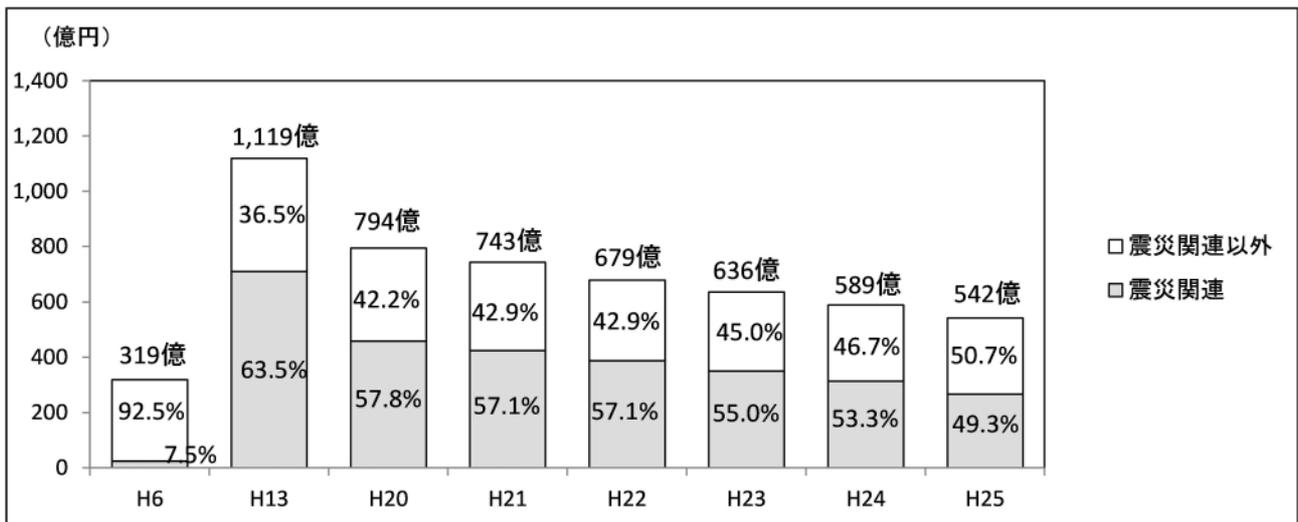
本市の財政状況は、震災前までは健全に推移していましたが、阪神・淡路大震災以後は、震災復旧・復興事業に多額の経費を要し、そのために借り入れた市債の償還(公債費)負担が大きくなったことから急速に悪化し、震災前(平成6年度)には319億円であった一般会計市債残高は、ピーク時(平成13年度)には1,119億円にも上りました。

第4次芦屋市総合計画のスタート時(平成22年度末)においても、市債残高は679億円と依然として高く、行政改革、事務事業の見直し、積極的な償還等に努めた結果、平成26年度末には、500億円を切り、ようやくピーク時の半分以下の水準まで減少させることができました。

しかしながら、未だ全国的な水準から見ても厳しい財政状況にあることは変わりなく、景気回復による市税収入の大幅な増加も見込めない状況です。

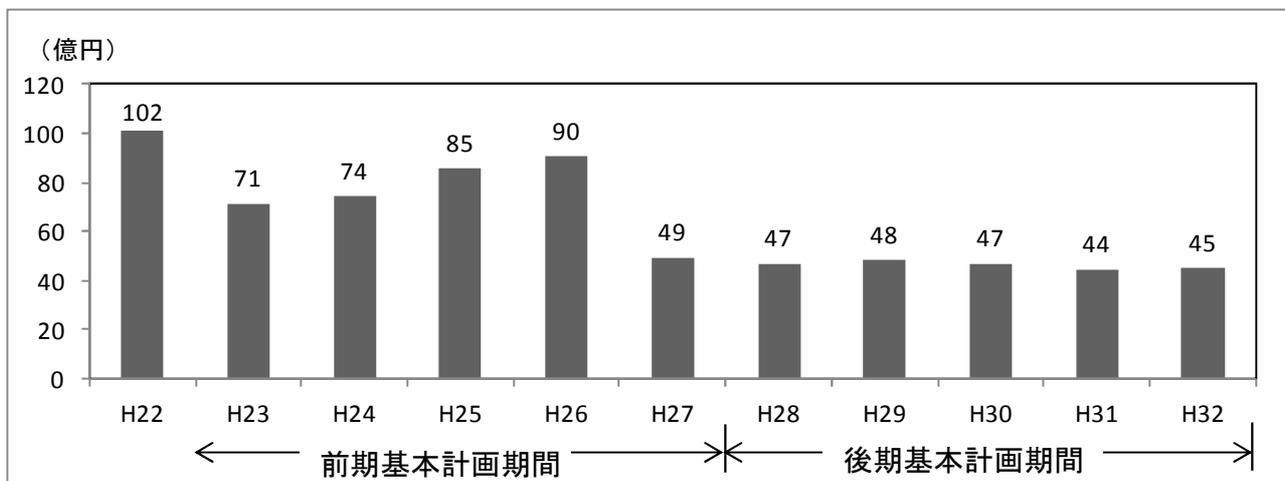
さらには、ますます高齢化が進む中で、介護、医療をはじめとした社会保障経費の増加、市の保有する公共施設の老朽化などのほか、懸案となっている諸課題への対応にも多額の財源が必要となることが見込まれることから、引き続き財政健全化に取り組む必要があります。

市債残高の推移



(資料) 芦屋市「決算の概要」

公債費の推移



(資料) 芦屋市「長期財政収支見込み(平成25年度から平成36年度まで)」(平成27年2月)

参考資料 2 課題別計画等一覧

関連する主な条例及び課題別計画等（施策目標順）（平成 28 年 4 月時点）

* 計画（指針）名称に共通する「芦屋市」の表記は省略しています。

計画（条例・指針）名称・期間等	解説等	主たる根拠法令	策定義務等を定めた箇所	関係する主な施策目標	
市民参画・協働推進の指針	平成 18 年策定	市民と行政が、ともに考え、ともに取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするもの。		1-2 1-3 7-1 14-1	
市民参画及び協働の推進に関する条例	平成 19 年 条例 第 5 号	市政に対する市民の参画を推進するためパブリックコメント等の手法などを定め、協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み、市民及び市が協働による住み良いまちづくりを目的に制定したもの。		1-2 1-3 7-1 14-1	
第 2 次市民参画協働推進計画	平成 27 ~31 年 度	市政に対する市民の参画を推進し、市民と市が協働による市政を計画的に市民とともに進めていくための計画。	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	第 17 条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画を定め、実施するものとする。	1-2 1-3 7-1 14-1
第 2 次地域福祉計画	平成 24 ~28 年 度	だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認め合い、尊重しあう共生社会の実現を目指した計画。	社会福祉法	第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。 （以下略）	1-2 1-3 3-1 5-1 7-1 7-2 7-3 9-1 12-2

第2次生涯学習推進基本構想	平成 21 年策定	生涯学習を通しての「人づくり」を推進することにより、本市の将来像がより鮮明なものになってくると考え、平成5年（1993年）の「基本構想」に謳(うた)われた「生涯学習オアシス都市」を新しい視点のもとに見直し、市民に目標をより理解してもらいやすいように「日常をより豊かにするために」という副題を掲げて策定したもの。	生涯学習振興法（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）	（都道府県構想の策定指針まで記載） 第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。	2-1
芦屋市文化基本条例	平成 22 年 条例 第1号	文化の振興に関し基本理念を定め、文化の振興を総合的に推進し、豊かな人間性を育む人づくりや個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現を目指して制定されたもの。			2-1
文化振興基本計画	平成 24 ~28 年 度	豊かな文化的所産を継承・活用しながら、市民一人一人が多様な文化を享受し、新たな文化の創造に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して策定した計画。	芦屋市文化基本条例	第8条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。	2-1

スポーツ推進実施計画	平成 26 ～35 年 度	「スポーツ振興基本計画」に基づき取り組んできたことを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画や兵庫県スポーツ推進計画を参酌し、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、芦屋市が目指す「すべての市民、スポーツ団体、学校・大学、行政等が参画し、ささえ、連携・協働を推進し、あしやスポーツ文化を創る」ための目標や道筋を示す計画。	ス ポ ー ツ 基 本法	第 10 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	2 - 1
第 3 次 人 権 教 育・人権啓発に 関する総合推進 指針	平成 28 ～32 年 度	本市が進める人権文化に満ちた街づくりのため、人権教育・人権啓発に関する施策の推進について基本的な方向を示したもの。	人 権 教 育 及 び 人 権 啓 発 の 推 進 に 関 する 法 律	第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	3 - 1
男女共同参画推 進条例	平成 21 年 条 例 第 10 号	男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的に制定されたもの。	男 女 共 同 参 画 社 会 基 本 法	第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。	3 - 1 3 - 2 5 - 1 5 - 2

第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン	平成 25 ～29 年 度	社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために市が取り組むべき施策の基本的な方向を示す計画。	男女共同参画社会基本法 (男女共同参画推進条例)	第 14 条第 3 項 市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。 第 9 条 市長は、男女共同参画男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画行動計画を策定する。	3-1 3-2 5-1 5-2
第7次すこやか長寿プラン 21 (高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)	平成 27 ～29 年 度	高齢社会の問題をすべての世代にわたる問題としてとらえ、保健福祉施策の総合化を図り、「人と人が助け合うぬくもりのある福祉社会」の実現を目指し、高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めるための計画。	老人福祉法	第 20 条の 8 市町村は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項 の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。	3-1 7-1 7-2
			介護保険法	第 11 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。	

障害者（児）福祉計画（第6次中期計画）	平成 27～32 年度	障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちとしていくことを目指し、障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針・目標を定めた計画。	障害者基本法	第 11 条第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。	3-1 7-1 7-3
第4期障害福祉計画	平成 27～29 年度	障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定し、障がい福祉サービス等の見込量やその基盤整備に向けた方策を定めた計画。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第 88 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。	3-1 7-1 7-3
配偶者等からの暴力対策基本計画（DV対策基本計画）	平成 23～29 年度	配偶者等からの暴力（DV）が重大な人権侵害であると認識に立ち、次の世代にDVを残さない教育（DVの予防）を進め、また、被害者の早期発見と自立支援を含めた保護を図るための計画。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	第 2 条の 3 第 3 項 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。	3-2
いじめ防止基本方針	平成 26 年 12 月 策定	いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的・効果的に推進するために基本的な方針を示すもの	いじめ防止対策推進法	第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。	4-1

第2期教育振興基本計画	平成 28 ～32 年 度	教育基本法第 17 条に基づき策定するもので、本市の教育においても今後は、問題意識をもち、自ら考え、人と交流しながら課題に向き合い、心身ともにたくましく生きる力の育成がますます重要になるため、“芦屋で育てる子ども”の観点から、本市が教育で目指す姿を明確にし、重点的に取り組む中期的な考え方や具体的施策を示す計画。	教育基本法	第 17 条第 2 項 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。	4-1 4-2 4-3 5-1 5-2
子ども・若者計画	平成 27 ～31 年 度	子ども・若者育成支援推進法に基づいて、すべての子ども・若者の健全育成、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援及び社会で支えるための環境整備を目的として策定した計画。	子ども・若者育成支援推進法	第 9 条第 2 項 2 号 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。	4-2
子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進行動計画	平成 27 ～31 年 度	子ども・子育て支援新制度に伴い、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進していくため、「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を踏まえ策定した計画。	子ども・子育て支援法	第 61 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。	4-3 5-1 5-2

第2次健康増進・食育推進計画	平成25～29年度	『みんなで健やか元気なあしや』を目指し、健康づくりと食育の分野の取組を相関的に進めていく計画。	健康増進法	第8条第2項 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	5-1 6-1
			食育基本法	第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。	
特定健診・特定保健指導実施計画	平成25～29年度	生活習慣病の原因とされる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者及び予備群を減少させることにより被保険者の健康維持と生活の質の向上及び中長期的な医療費の適正化を図るための計画。	「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）	第19条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、5年ごとに、5年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとする。	6-1
新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度策定	新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、行動計画が法律に基づく計画に位置付けられるとともに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、国及び県行動計画における考え方や基準を踏まえ新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を定めた計画。	新型インフルエンザ等対策特別措置法	第8条第1項 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。	6-1

市立芦屋病院中期経営計画	平成 26 ～30 年 度	医療を取り巻く社会環境を踏まえ経営健全化を一層進めるために、平成 26 年度（2014 年度）から 5 か年を対象に策定。基本的な考え方としては、平成 25 年（2013 年）に完工した新築病院施設の有効活用を図り、現存診療機能の充実を行う。具体的には、超高齢化社会に対応した、患者が病気と共存しながら生活の質（QOL）の維持・向上を目指し、地域全体で支える「地域完結型医療」に取り組むもの。			6 - 2
消費者教育基本計画	予定	消費者教育の推進に関する法律に基づき、幼児期から高齢期まで生涯を通じた消費者教育を体系的・効果的に推進するための計画。	消費者教育の推進に関する法律	第 10 条第 2 項 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。	8 - 1
芦屋市民の生活安全の推進に関する条例	平成 13 年 条例 第 17 号	市民の安全意識の高揚及び自主的な生活安全活動の推進を図るとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪及び事故を防止し、もって市民が安心して暮らせるまちを実現することを目的に制定されたもの。			8 - 1 8 - 2

暴力団排除条例	平成 24 年 条 例 第 30 号	本市における暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活を確保することを目的に制定されたもの。			8 - 2
地域防災計画	毎年更 新	本市の地域に係る災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とした計画。	災 害 対 策 基 本 法	第 5 条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。	9 - 1
水防計画	毎年更 新	本市の地域に係る災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市民の生命・身体及び財産を災害から守ることを目的とした計画。	水 防 法	第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。	9 - 1
耐震改修促進計画	平成 27 年度に 見直し	市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標並びに促進を図るための施策に関する事項等を定めた計画。	建 築 物 の 耐 震 改 修 の 促 進 関 係 法 律	法律第 6 条第 1 項 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	9 - 2 1 3 - 1

下水道中期ビジョン	平成 23 ～32 年 度	地域の現状と課題を踏まえ、地域住民等にとって分かり易い成果目標を設定し、地域の将来像の実現に向けた下水道の取組方針を定めることを目的として策定したものの。			9-2 13-2
公共下水道事業計画	平成 23 ～28 年 度	適正な下水道事業の運営を行うことを目的として、継続して良好な都市環境の整備と公共用水域の水質保全および地域環境の向上を図るため策定した計画。	下水道法	第4条第1項は、公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。	9-2 13-2
下水道長寿命化計画	平成 25 ～29 年 度 平成 26 ～30 年 度	下水道施設の老朽化等に起因した道路陥没や機能停止を未然に防ぐため、ライフサイクルコストの最小化及び単年度支出の平準化を行うための計画。			9-2 13-2
水道ビジョン	平成 26 ～37 年 度	平成 21 年（2009 年）に策定した芦屋市水道ビジョン（平成 21 年～32 年）に対し、平成 26 年度（2014 年）に見直し改定した。経営目標を「持続ある水道」、「安心で安定した水道」、「環境への配慮と情報公開」として主要施策と目標を定め策定したものの。	平成 26 年 3 月 19 日付、厚生労働省健康局水道課長通知（健水発 0319 第 3 号）「水道事業ビジョンの作成について」		9-2 13-2
緑ゆたかな美しいまちづくり条例	平成 11 年 条例 第 10 号	健全で恵み豊かな環境の保全に関する基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし制定したものの。			10-1 11-1

第3次環境計画	平成 27 ～36 年 度	「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第7条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、平成7年(1995年)9月に第1次を策定した計画。その後、第2次を平成17年(2005年)7月に策定。近年の社会情勢及び本市の環境の現状、市民意識等を踏まえ、新たに第3次環境計画を平成27年(2015年)3月に策定。	緑ゆたかな 美しいまち づくり条例	第7条 市は、この条例の目的を達成するため、環境計画を定めなければならない。	10-1 11-1
緑の基本計画 (都市における 緑地の保全及び 緑化の推進に関 する基本計画)	平成 17 ～32 年 度	「都市緑地法」および「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」の規定に基づき、まちの緑全般についての将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにし、市全体として、緑ゆたかなまちを孫子に引き継いでいこうとする計画。	都市緑地法	第4条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。	10-1 13-1
住みよいまちづくり条例	平成 12 年 条例 第 16 号	住環境の保全及び育成について、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにし、住みよいまちの実現に資するものとして制定したもの。			10-2 13-1
都市景観条例	平成 21 年 条例 第 25 号	緑ゆたかな美しい芦屋の景観を保全育成し、あるいは創出するために市長・市民・事業者等の責務を明らかにし、建築物等に対するデザイン面外観の意匠又は色彩等について助言（指導）によって優れた景観の形成を誘導するものとして制定したもの。			10-2 13-1

都市計画マスタープラン	平成 24 ～32 年 度	正式名称は「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、平成 4 年(1992 年)、都市計画法の改正により定めるものとされている。内容は住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定める計画。	都市計画法	第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。	1 0 - 2 1 2 - 2 1 3 - 2
景観形成基本計画	平成 26 年度改 定	景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画	芦屋市都市 景観条例	第 4 条 市は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計画（以下「景観形成基本計画」という。）を策定し、その計画に基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。	1 0 - 2 1 3 - 1
景観計画	平成 26 年度策 定	景観法に基づき、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組み、住民参加の仕組み等の法に基づく措置が可能となる。	景観法	第 8 条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第 11 条及び第 14 条第 2 項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。	1 0 - 2 1 3 - 1

第4次環境保全 率先実行計画	平成 28 ～32 年 度	本市が一事業者、一消費者としての立場から、環境への負荷の低減に率先した取り組みを行うとともに、特に地球温暖化防止対策を行うため温室効果ガスの削減に向け策定した行動計画。平成 12 年度（2000 年年度）に第 1 次、平成 18 年度（2006 年度）に第 2 次、平成 22 年度（2010 年度）に第 3 次計画を策定。第 3 次計画の目標年次である平成 27 年度中に温室効果ガス排出量の削減をより計画的に推進するため、新たに第 4 次率先実行計画を策定。	地球温暖化 対策の推進 に関する法 律	第 20 条の 3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。	1 1 - 1
廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成 12 年 条 例 第 32 号	廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的に制定されたもの。			1 1 - 1
一般廃棄物処理 基本計画	平成 23 ～32 年 度	平成 17 年（2005 年）5 月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」について、平成 20 年（2008 年）月に「ごみ処理基本計画策定指針」が改定されたことにより、「資源が循環し、地球温暖化が防止される芦屋市を目指した、未来の市民に誇れるごみ処理システムの構築」を基本理念として平成 23 年度（2011 年度）を始期として総合的に見直し策定した計画。	廃棄物処理 法（廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律）	第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。	1 1 - 1 1 3 - 2

分別収集計画	平成 26 ～30 年 度	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第 8 条に基づき、一般廃棄物中の容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、市がそれぞれ、の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって、取り組むべき方針を示した計画。	容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	第 8 条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3 年ごとに、5 年を 1 期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。	1 1 - 1
清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	平成 19 年 条例 第 13 号	通称：市民マナー条例 歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について必要な事項を定めることにより、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的に制定したもの。			1 1 - 2
市民マナー条例推進計画	平成 26 ～30 年 度	市民一人ひとりが「市民マナー条例」を再認識し、本条例を社会的なルールとして定着させ、市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するため平成 26 年（2014 年）3 月に策定した計画。	芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例	第 16 条 市は、市民及び事業者と協力し、この条例の目的を達成するために必要な啓発、指導その他の活動の推進に関する計画（次項において「推進計画」という。）を定めるものとする。	1 1 - 2
第 10 次交通安全計画	平成 28 ～32 年 度	総合的かつ計画的に交通安全対策を推進するため策定した計画。	交通安全対策基本法	第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。	1 2 - 1

交通バリアフリー基本構想	平成 19 年策定	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成 18 年（2006 年）12 月に施行され、高齢者、障がいのある人などの自立した日常生活および社会生活を確保するため、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上を目的として策定したもの。鉄道駅などの旅客施設および車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物のバリアフリー化や高齢者、障がいのある人などが生活上利用する施設を含む一定の地区において、バリアフリー化を重点的・一体的に推進を図ることとしている。	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	第 25 条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。	1 2 - 2
道路橋長寿命化修繕計画	平成 27 年度改定	従来の事後的対応から予防的な修繕及び架替えへ転換を図り、橋梁の長寿命化並びに費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保するための計画。			1 2 - 3
住宅マスタープラン（住生活基本計画）	平成 20～29 年度	今後の住宅政策の基本的指針を示すとともに、各分野との連携のもと、これに基づく施策の体系化を図り、市民の住生活の安定の確保及び向上を基本に、市民、事業者と行政等の参画と協働によるすまい・まちづくりを総合的かつ効果的に進めていくために策定した計画。	住生活基本法	（都道府県住生活基本計画の策定指針まで記載） 第 17 条 都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。	1 3 - 1

市営住宅ストック総合活用計画	平成 22 ～41 年 度	今後の市営住宅等の計画的な修繕, 改善, 建替などのストックの活用手法を定め, 長期的な維持管理を実現するとともに, 予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定めて事業を推進することにより, ストックの長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的として策定した計画。	平成 21 年 3 月 27 日付, 国住備第 147 号国土交通省住宅局長「公営住宅等長寿命化計画の策定について」	公営住宅等の分野において, 確実な点検の実施及びその点検結果に基づく維持管理により更新コストの削減を目指すため, 平成 21 年度より, 公営住宅等長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防保全的な維持管理, 長寿命化に資する改善を推進していくこととする。	1 3 - 1
公園施設長寿命化計画	平成 27 年度改 定	公園施設の老朽化が進む中で, 財政上の理由などで適切な維持管理・更新が困難となっている。既存ストックの機能を維持しながら, 予防保全型管理を行なうことで, 都市公園の計画的な維持管理を行うため策定した計画。			1 3 - 2
公共施設建築物の計画的保全に対する基本方針	平成 22 年策定	ストックマネジメント手法による公共施設の計画的な保全と長寿命化, コスト縮減, 投資の平準化等, 公共施設建築物の保全についての基本方針を定めたもの。			1 3 - 2
公共施設の保全計画	平成 24 年策定	現在市が保有する公共施設(建築物)の実態把握を行い, 効率的かつ適切な維持管理を行うことを目的として策定した施設の改修等計画。			1 3 - 2 1 5 - 1
附属機関等の設置等に関する指針	平成 16 年策定	市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため, 附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めたもの。			1 4 - 1

情報提供の推進に関する指針	平成 17 年策定	市民参画協働推進計画(平成 19～23 年度)を推進状況および社会経済環境の変化に応じて見直しを行ったもの。市政に対する市民の参画をより推進し、市民と市が協働して住みよいまちづくりに取り組むための計画。	情報公開条例	第 23 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の公開の実施と併せて、市民が必要とする情報を積極的に提供するように努めるものとする。	1 4 - 1
情報公開条例	平成 14 年条例第 15 号	市民の知る権利に基づき、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の持つ情報を一層公開することにより、市民と市との相互理解を促進し、公正で民主的な市政の実現に資することを目的に制定されたもの。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	第 26 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない。	1 4 - 1
個人情報保護条例	平成 16 年条例第 19 号	市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求めるとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたもの。	個人情報の保護に関する法律	第 5 条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。	1 4 - 2
人材育成基本方針	平成 26 年 3 月改訂	市職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策(学習的風土づくり、職員研修の充実、人材育成推進体制等)を示したものの。	平成 9 年自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」	職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を各地方公共団体が策定すること。	1 4 - 2
人材育成実施計画	平成 27 ~29 年度	人材育成基本方針に基づき、計画的に人材育成を行うため、具体的な取組事項を掲げ策定した今後の進行計画。			1 4 - 2

危機管理指針	平成 18 年策定	危機管理の基本的な考え方を示し、様々な不測の事態に対する市の危機管理について、整備・充実させ、市民の生命。身体、財産等への被害・影響や行政運営への支障を最小限に抑制するために示されたもの。			1 4 - 2
行政改革実施計画	平成 24 ～28 年 度	これまでの行政改革の中で取組方法が明確でなかった項目、目標達成のできなかつた項目などの反省点を踏まえ、達成に至る具体的な方法を明示しながら「課題解決型」の行政改革を目指し策定した計画。	行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）	第 3 条 国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。	1 5 - 1 1 5 - 2

参考資料3 指標一覧

「後期基本計画」に掲げる「後期5年の重点施策」の進捗を測るための指標の一覧です。

1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
1-1-1 様々な情報発信手段を効果的に活用し、分かりやすい情報を届けます。	「広報あしや」の市民の満足度（％）	58.1	70
	市ホームページの市民の満足度（％）	49.5	60
	「広報あしや」を知らない市民の割合（％）	4.8	1
	「広報あしや」が手に入らない市民の割合（％）	14.5	5
	本市各課広報担当者の広報活動に関する研修会への参加率（％）	83.3	95
1-1-2 市民の知りたい情報を分析して広報活動に生かします。	市民の声を生かして広報した件数（件／年）	—	5
	市ホームページのFAQの掲載件数（件）	390	510

1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
1-2-1 市民が気軽に市民活動に参加し継続できる環境をつくれます。	地区集会所の利用率（％）	46.8	50
	あしや市民活動センターの利用者数（人／年）	13,842	14,600
	社会福祉協議会のボランティア活動センター登録者数（人）	452	600
1-2-2 市民の意欲・特技・経験を生かし、地域を支える市民の力を豊かにする取組を支援します。	あしや市民活動センターの交流会・セミナー等の参加人数（人／年）	811	860
	市民との協働経験のある職員、協働している職員の割合（％）	31.9	40

1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。	自治会加入率（％）	68.6	71
	まちづくり連絡協議会の1回あたりの平均出席者数（人／年）	14	17
	計画期間内にコミュニティビジネスをはじめた団体数（件）	—	1

2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く周知・発信します。	市民アンケートによる文化活動を行っている市民の割合（％）	45.9	50
2-1-2 市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築を目指します。	文化財ボランティアの登録者数（人）	15	25
	学ばれた市民が講師や指導者となった公民館講座及び出前講座の実施回数（回／年）	3	16
2-1-3 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。	中学生以下の美術博物館入館者数（人／年）	1,260	2,000
	地域の伝統や文化に係る講演会等の参加者数（人／年）	256	295
2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。	市民アンケートによる市民が1か月に1冊以上読書する割合（％）	—	検討中
	児童（7～15歳）図書貸出冊数（冊／年）	73,150	76,808
2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、すべての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。	スポーツ啓発事業参加者数（人／年）	858	1,100
	スポーツの週1回以上の定期的実施率（％）	62	69
	市民アンケートでのスポーツの国際大会をわが国で開催することに関する問いに「好ましい」と答えた割合（％）	49.3	70.0

2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。	潮芦屋交流センター（国際交流センター）の利用率（％）	29	32
	潮芦屋交流センター（潮芦屋集会所）の利用率（％）	38	45
	潮芦屋交流センター事業への参加者数（人／年）	4,890	5,380
	国際理解を深めるための講座参加者数（人／年）	—	30
	外国語によるスピーチコンテスト参加数（人）	—	250
2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。	多言語表記のための翻訳・確認件数（件／年）	109	130
	日本語指導を受けた児童生徒の割合（％）	60.8	100

3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。	「みんなで考えよう 平和と人権」の参加者数（人／年）	742	1,000
	「平和首長会議・核兵器廃絶を目指す署名」筆数（筆／年）	228	250
3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。	「人権啓発事業」参加者数（人／年）	2,718	3,000
	上宮川文化センターの事業参加者等来館者数（人／年）	82,122	86,228
	芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数（人／年）	521	650
3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。	特設人権相談者数（人／年）	9	15
	住民票の写し等に係る本人通知制度登録者数（人）	449	1,000
	権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合（％）	61.1	75

3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。	市民アンケートによる芦屋市男女共同参画推進条例の認知度（％）	43.6	55
	市附属機関等における女性委員の割合（％）	37.2	40
3-2-2 性別による人権侵害の防止・啓発に努めます。	市民アンケートによるDV相談室の認知度（％）	31.7	50
	DV防止啓発グッズ配布数（個／年）	2,207	3,000

4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。	幼稚園・保育所・認定こども園の合同研修会等開催回数（回／年）	5	7
	就学前施設と小学校との交流回数（回／年）	27	42
4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。	「授業がよくわかる」と答えた児童生徒の割合（％）	80	85
	英語の学習が「好き」、「よくわかる」と答えた児童生徒の割合（％）	85	90
	児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数（冊／年）	48.3	55
	特別支援教育に係る研修会、研究会の参加人数（人／年）	180	240

4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している（続き）

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にする「豊かな心」と、「健やかな体」をバランスよく身に付けられるよう取り組みます。	不登校児童生徒の学校への復帰率（％）	5.5	20
	スクールソーシャルワーカーの学校でのケース会議等における指導助言，関係機関との連携回数（回／年）	13	55
	全国体力・運動能力調査結果で全国平均を上まわった種目数（種目／年）	8	15
4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組みます。	教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数（人／年）	196	250
4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を計画的に進めます。	「公共施設の保全計画」に対する学校園施設整備の実施率（％）	100	100
	I C T化によって，子どもと向き合う時間が増えたと感じる教員の割合（％）	—	67

4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持てるよう支援します。	将来の夢や目標を持っている児童の割合（％）	70.7	75
	あしやキッズスクエアの参加児童数（人／年）	—	16,800
4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。	若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数（人／年）	26	100
4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。	青少年愛護センターの相談受付件数（件／年）	16	50

4-3 学校園・家庭・地域が連携して，子どもたちの育成を支えている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと，子どもたちの学びを支えます。	学校支援活動実施日数（日／年）	407	500
	教育ボランティアの活動人数（人／年）	554	554
	学校における子育て異世代交流会等への参加人数（人／年）	95	140
4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。	あしやキッズスクエア，校庭開放，子ども教室の開催日数（日／年）	1,060	1,680
4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。	通学路合同点検及び報告会参加者数（人／年）	70	70

5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
5-1-1 地域で子育てについて気軽に交流・相談できる環境を整えます。	子育てセンターにおけるつどいのひろば等に参加する親子の数（人／年）	53,313	56,313
	幼稚園の子育て家庭への施設開放の参加回数（回／年）	235	400
5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。	保健センターでの母子健康相談の人数（人／年）	2,598	2,750
	子育てセンターでの子育て相談の人数（人／年）	1,776	2,376
5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。	母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数（人／年）	14	20
	家庭児童相談の件数（件／年）	409	586
	民生委員・児童委員への相談件数（件／年）	483	650

5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
5-2-1 必要とするときに適切で良質な保育サービスを提供します。	待機児童の人数（人）	131	0
	病児・病後児保育実施箇所数（か所）	1	2
	放課後児童健全育成事業の高学年の受入児童数（人）	6	143
5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりに努めます。	男女共同参画センターの土日開催事業（イクメン講座等）の男性の参加者数（人／年）	51	60
	市民アンケートによる仕事と生活の両立ができている市民の割合（％）	78.5	84.5

6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。	国民健康保険特定健診の受診率（％）	38.8	60
	大腸がん検診の受診率（％）	30.4	50
	麻しん及び風しん定期予防接種（2期）の実施率（％）	90.4	100
6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。	食育関係講座等の参加人数（人／年）	699	900
6-1-3 こころの健康について気軽に相談できるように関係機関と連携し支援します。	ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合（％）	93.7 (H24)	100

6-2 市民が適切な診療を受けられる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。	市立芦屋病院の病床（199床）稼働率（%）	85	93.1
	紹介率（他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合）（%）	71.5	72.3
	逆紹介率（市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合）（%）	72.7	87.2
6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。	救急救命士の救急業務従事者数（人／年）	24	29
	認定救急救命士の救急業務従事者数（人／年）	17	27
	軽症者数／救急搬送人員（%）	54	50
	市内救急搬送者数／搬送人員（%）	61.3	63
6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。	ジェネリック医薬品の使用率（%）	56.6	60

7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。	地域発信型ネットワーク会議参加者数（人／年）	657	1,000
	総合相談窓口の相談件数（件／年）	302	530
	高齢者生活支援センターの新規相談者数（人／年）	1,201	1,500
7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。	地域発信型ネットワーク会議参加者数（人／年）	657	1,000
	視覚に障がいのある人における点字・声の広報登録者割合（%）	15.3	20.3
	手話通訳者等の派遣回数（回／年）	201	234
	高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種が参加できる研修会・会議等の参加者数（人／年）	339	1,000
7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに地域からの孤立を予防します。	権利擁護支援センターの新規相談者数（人／年）	127	170
	生活困窮者自立支援相談の利用者数（人／年）	300	530
	生活困窮者自立支援プラン作成者の割合（%）	25	40
	生活向上による生活保護自立廃止件数（世帯／年）	17	20

7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。	高齢者生活支援センターへの新規相談者数（人／年）	1,201	1,500
	地域ケア会議の開催数（回／年）	5	20
	地域発信型ネットワーク会議参加者数（人／年）	657	1,000
	地域発信型ネットワーク会議を通じた地域活動の実践件数（件／年）	4	10
7-2-2 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを行います。	認知症サポーター養成講座受講者数（人／年）	1,285	1,500
	権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合（％）	61.1	75
	地域見守りネット事業の加入事業数（件／年）	63	100
7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。	シルバー人材センターの会員数（人／年）	1,004	1,300
	シルバー人材センターの受注額（千円／年）	433,480	563,000
	老人福社会館の利用者数（人／年）	28,859	35,000
	老人クラブの会員数（人／年）	3,015	3,100
	介護予防事業（介護予防センター）の参加者数（人／年）	20,866	23,000

7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。	障がい福祉に関するアンケート調査による「障がいのある人に対する地域の理解度」（％）	22.9	30.9
	サポートファイルの配布部数（冊）	133	306
7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。	障がい福祉に関するアンケート調査による「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合（％）	10	15
	障がいのある人の権利擁護支援センターでの相談件数（件／年）	760	904
7-3-3 障がい福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。	障がい福祉サービス等利用者数（人／年）	8,124	14,948
	療育支援相談件数（件／年）	149	160
7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。	障がいのある人の一般就労移行者数（人／年）	2	12
	障がいのある人の短期雇用（チャレンジド雇用）任用延月数（月／年）	8	24
	芦屋市障害者雇用奨励金の交付人数（人／年）	0	3

8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知，啓発に努めます。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年）	411	200
	犯罪被害者等に対する支援ができる人材の育成等に係る研修への参加人数（人／年）	—	70
8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに，相談業務や消費者教育の充実を図ります。	消費生活フェア参加人数（人／年）	341	400
	消費生活に関する講座の参加者数（人／年）	306	400

8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
8-2-1 見守り活動や情報提供の充実により，犯罪が起きにくい環境を整えます。	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数（件／年）	411	200
	LED化率（％）	7.7	41.8
8-2-2 暴力団による不当な影響の排除を推進します。	市民アンケートによる暴力団排除に向けた市の取組の市民の認知度（％）	39.7	50

9-1 家庭や地域，行政の防災力が向上している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
9-1-1 災害時に地域の人たちが主体となって防災活動が行える基盤作りを進めます。	自主防災会等による訓練参加者（人／年）	813	1,200
	地区防災計画（津波・土砂）策定数（件）	0	2
	個別避難支援計画策定数（件）	—	3,000
	避難訓練に参加した要援護者数（人）	—	120
9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。	119番通報受信から出場までの時間短縮（平均時間）	2分32秒	2分29秒
	緊急性のない119番受信件数（件）	3,079	2,500
	はしご車架梯・接近状況可否（接着可能棟数）	318	330
	消防団員数（人）	98	110
9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応出来る防災・減災体制を充実させます。	職員等を対象とした災害対策本部運営に関する図上訓練回数（回）	—	13
	民間事業者との災害時における相互応援協定締結数（件）	20	25
	防災リーダー養成講座受講者数（人／年）	4	10
	マンホールトイレ設置学校数及び井戸設置学校数（校）	0	6
	防災士資格を取得した職員数（人）	59	160

9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。	旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修等実施件数（戸）	26	86
	旧耐震基準のマンションの耐震改修実施件数（戸）	120	300
9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	公共建築物の耐震化率（%） （50㎡未満のものを除く）	87.8	100
9-2-3 ライフライン等の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	下水道管耐震化率（%） （耐震化延長／管路総延長）	21	23
	水道管耐震化率（%） （耐震化延長／管路総延長）	37.2	43.4

10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
10-1-1 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。	オープンガーデン参加者数（人／年）	81	125
	花壇活動参加団体数（団体／年）	75	99
	市内緑被率（%）	22 (H22)	28
10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。	市民アンケートで、自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合（%）	60	70

10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
10-2-1 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めます。	市民アンケートで、地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して「かなり良い」と答えた市民の割合（%）	32.5	35.0
	芦屋市屋外広告物条例の適用において既存不適格になる広告物の割合（%）	37 (見込数)	20
	無電柱化率（%）	12.4	14.1
	まちづくり協定の数（地区）	3	6

11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減へ向けた取組を促進します。	市民アンケートによる日常生活の中で環境に配慮した行動を実践している人の割合（%）	53.5	60
	年間ごみ焼却量（kg／人）	311.3	277.1
	再資源化物のリサイクル率（%）	16.9	17.3
11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。	行政の事業における温室効果ガス排出量（t-CO2）	12,696	12,061

11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
11-2-1 市民・行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。	市民アンケートによる、市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合（％）	72	80
	市民アンケートによる、地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合（％）	63.3	70

12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。	高齢者の市内交通事故件数（件／年）	49	25
	子どもの市内交通事故件数（件／年）	25	13
	市内の自転車の関わる事故件数（件／年）	251	125
	市民アンケートによる自転車利用者賠償責任保険加入者割合（％）	41.3	100

12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。	歩道切下げ部のバリアフリー化率（％）	34.5	46.7
	公園施設のバリアフリー化率（％） （施設誘導園路，多目的トイレ等の施設整備状況）	16.9	56.6
	公共建築物等のバリアフリー化率（％） （多目的トイレの整備状況）	73	80

12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。	防護柵の改修率（％）	75.3	89.7
	市道の交通事故の件数（件／年）	1,082	970
12-3-2 J R 芦屋駅周辺の交通結節機能を高める取組を進めます。	芦屋駅前交番管轄での交通事故発生件数（件／年）	323	290

13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
13-1-1 芦屋らしい魅力ある住まい・まちづくりを促進します。	まちづくり協定地区内の建築届出数（累積件数）	4	80
	新築住宅における認定長期優良住宅の割合（％）	50	60
13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。	市内マンション管理組合のネットワーク会議に関する会員登録の割合（％）	5	10
	分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数（件）	1,699	2,500
13-1-3 市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。	建替対象住宅居住者の転居割合（％）	—	100

13-2 住宅都市としての機能が充実している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。	市公共建築物の保全計画策定率（％）（処理場等プラント施設は除く）	70	85
	全管路延長に占める各年度に施工する上水道更新管路延長の割合（％）（年度毎の更新管路延長／管路総延長（％））	1.5	1.5
	全管路延長に占める各年度に施工する下水道更新管路延長の割合（％）（年度毎の更新管路延長／管路総延長（％））	0.2	0.2
	公園施設更新率（％）（公園施設更新数〔箇所〕／計画期間内更新対象施設数（休養、遊具、管理施設等）〔箇所〕）	16.3	50
13-2-2 環境関連施設を適切かつ計画的に整備・運営します。	多様なニーズに対応する霊園内の施設整備	—	整備
	ごみ処理施設の運営方針に既定する取組の進捗（％）	—	100
13-2-3 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。	（仮称）都市施設等の整備に関する基本方針	—	策定

13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
13-3-1 生活の利便性の向上のため、市内の商業を活性化します。	新規起業のための創業塾受講者数（人／年）	31	60
	ふるさと寄附金取扱商品件数（個／年）	—	35
13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を誘導します。	市民が普段買い物で、JR芦屋駅南地区の主な商業・業務施設を利用する割合（％）	5	10

14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
14-1-1 市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高めます。	市民アンケートで「市政に関するさまざまな情報が市民に対しわかりやすく、十分に提供されている」に肯定的回答をした市民の割合（％）	51.5	61.8
14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。	パブリックコメントを知っている市民の割合（％）	18.3	25
	市民アンケートで「市民参画による開かれた市政運営をしている」に「わからない」と回答した市民の割合（％）	47.9	40
	職員アンケートで協働したことの成果があると回答した職員の割合（％）	79.8	88.8
14-1-3 各施策について、市民目線での評価・改善に取り組みます。	市民アンケートで各施策目標に対する問いに「わからない」と回答した割合の平均（％）	28.8	23

14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。	人事評価対象者割合（％）	34.1	100
	研修会や職場研修の参加人数（人／年）	3,410	4,000
	苦情で提起された内容を行政サービスに反映した件数（件）	3	30
14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の危機管理能力を向上します。	危機管理に関する職員意識調査における達成率70％以上の項目数の割合（％）	—	80
	法令遵守研修の参加人数（人／年）	143	200
	「事業継続計画」意識調査における達成率70％以上の項目数の割合（％）	—	80
	職員の情報セキュリティ自己点検における達成率70％以上の項目数の割合（％）	83.9	90

15-1 様々な資源を有効に活用している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、サービス向上に努めます。	指定管理運営施設の利用満足度（％）	—	70
15-1-3 市が保有する資産を把握し、適正化と有効活用を図ります。	土地開発公社から買戻した市保有土地の有効活用率（％）	84.5	100

15-2 歳入・歳出の構造を改善している

重点施策	指標（単位）	現状値	めざす値
		H26	H32
15-2-1 各事務事業の効果を点検し、事業目的に対して、より効率的かつ効果的な行財政運営を目指します。	市民アンケートによる市政に対する評価で、「とてもうまくいっている」「まあまあうまくいっている」の回答割合（％）	68.4	71.8
15-2-2 財政を健全化するため、歳入の確保と歳出の適正化に取り組みます。	市税収納率（現年・滞納繰越分）（％）	94.53 (H25)	96.7
	経常収支比率（％）	98.3 (H25)	95
	将来負担比率（％）	117.4 (H25)	117.4

参考資料 4 用語説明

「後期基本計画」の本文中で「*」印をつけている用語の説明です。

1. 17祈りと誓い	平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災の犠牲となられた方々の名簿が埋蔵されている芦屋公園(芦屋市浜芦屋町)内「阪神・淡路大震災慰霊と復興のモニュメント」前に献花台と記帳所を設け、午前5時から午後5時まで献花と記帳を受け付けている。この催しは、平成13年(2001年)1月17日から毎年執り行われている。
CAP	子どもへの暴力防止プログラム。子どもたちが、あらゆる暴力から身を守るための人権教育プログラムで、本市では、全小学3年生とその保護者を対象に実施している。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	「配偶者等(事実婚、元配偶者を含む)からの身体的・精神的・経済的・社会的・性的な暴力」をいう。
ICT	Information and Communication Technologyの略語で、コンピュータや書画カメラ(実物投影機)・電子黒板などの教育機器における技術のこと。
ICU室	Intensive Care Unitの略語。重篤な患者に対し、医師や看護師が24時間体制で高度な医療・看護を行うことを目的とした、病院内の施設のこと。急性心不全や脳卒中、致死性不整脈といった急性症状を起こした患者のほか、高度な術後管理が必要な患者などが収容される。
PFI	公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導により公共サービスの提供を行うことで、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもので、Private Finance Initiativeの略称。
愛護協会	青少年育成愛護活動を積極化し、青少年の非行防止と健全育成を目的とする団体。市が委嘱する愛護委員を2年以上継続して活動する方が中心となって組織し、市の助成を受けずに、協会の会費のみで運営されている。平成27年度(2015年度)の会員数141名。
芦屋GrowUPチャレンジ	職場で組織的に業務改善に取り組むことにより、職員の改革意識を高めるとともに、コミュニケーションを深め、もって市民サービスの向上及び効率的な行財政運営に資することを目的に実施している制度。 市民サービスの向上、事務手続の簡素化、事務処理能力の向上、経費の節減など職場で組織的に取り組める課題を選び、部、課、個人、グループ単位で取り組みを行う。
芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院	60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生を一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。
芦屋川特別景観地区	景観法に基づく景観地区として、芦屋川沿岸一帯の地域を指定したもの。芦屋川の景観保全を目的として、高さや壁面後退等の規制が設けられている。

あしやキッズスクエア事業	文部科学省の放課後子供教室事業として、小学校を利用して、地域の方の参画も得ながら、児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所の提供を行う事業。平成 27 年度（2015 年度）は、精道・山手・潮見小学校で開始している。
芦屋市環境づくり推進会議	本市の環境づくりを市民、事業者及び行政の連携により推進するため、市民代表、事業者代表、自然環境等の専門的知識を有する者、市関係職員により組織された会議。
芦屋市障がい 4 団体	芦屋市障がい団体連合会を組織している団体（芦屋市身体障害者福祉協会、NPO 法人芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋市身体障害者父母の会、芦屋家族会）。
芦屋市障害者雇用奨励金	市内に居住する障がいのある人の雇用機会を増大を図るため、継続して障がい者を雇用する事業主に対して、一定期間その賃金の一部を助成するもの。
芦屋市通学路交通安全プログラム	児童生徒の通学路の安全を確保するため、関係機関が連携して点検を行い、対策の改善・充実を図っている。取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っているもの。
芦屋庭園都市宣言	全国に誇りうる芦屋の自然や環境を守り、気品のある落ち着いた都市整備に取り組み、芦屋のまちがひとつの大きな庭園となるように花と緑いっぱいのもちづくりをさらに進めて世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成 16 年(2004 年)1 月 1 日に「芦屋庭園都市」を宣言した。
アシヤニューズレター	芦屋市在住外国人の方向けに、日本語・英語併記で生活、イベント情報等を掲載した英語版広報紙のこと。年 4 回（4、7、10、1 月）発行している。
芦屋わがまちクリーン作戦	環境衛生協会主催で春と秋に芦屋川流域等において、自治会、学生や事業者等のボランティアにより行う清掃活動のこと。
イクメン	「子育てする男性(メンズ)」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」、「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれる。
一次救急医療・二次救急医療	一次救急医療は、かぜによる高熱や家庭では処置できない切り傷といった帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療、二次救急医療は、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療をいう。
インクルーシブ教育	障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。
家読	「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。
オープンガーデン	「芦屋庭園都市宣言」を実現していくためのアクションプログラムのひとつで、市が主催して毎年 5 月に 10 日あまりの公開期間を設けて、市内の緑化グループが活動している花壇や個人宅の庭を巡る催し。平成 18 年(2006 年) から開催しており、10 回目となった平成 27 年(2015 年)は、100 か所を超える参加となっている。
介護予防センター	高齢者がいきいきとした生活を送っていただくことを目的として、トレーニングマシンを設置して運動トレーナーの指導によるエクササイズを行ったり、歯科

	衛生士や管理栄養士による講座を開催する等運動機能だけでなくコミュニケーションの場として設置された施設。
花壇活動団体・緑化団体	芦屋市内の集合住宅敷地内、公園花壇や幹線道路において、花や緑の育成・保全活動を10人以上のグループで行っている団体のこと。
上宮川文化センター	地域住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上並びに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図るために、諸活動を実践推進し、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的として設置された、「隣保館」と「児童センター」の複合施設のこと。また、開かれた施設として、多くの市民が集えるよう、貸室業務や図書貸出業務も実施している。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が環境方針、目的・目標等を設置し、その達成に向けた取組を実施するための体制・プロセスのこと。本市においては、平成19年3月1日から「芦屋市環境マネジメントシステム」を導入している。
がん診療連携拠点病院	がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）の診療等に関する地域のがん医療の核となる病院で厚生労働省が指定するもの。指定を受けた病院においては、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療連携体制の構築、がん患者への相談支援・情報提供などの役割を担う。
緩和ケア	がん等による痛み、吐き気、息苦しさ等の様々なつらい身体症状や精神的な苦痛を和らげ、家族を含め患者の心理的・社会的な苦しみや悩みを和らげるケアのこと。患者の意思を尊重し、その人らしく充実した日々が送れるような援助を行うもの。
救急救命士	平成3年（1991年）4月23日に救急救命士法が制定され、病院への搬送途上に関り、傷病者に対し救急車等にて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の名称。
緊急・災害時要援護者台帳	災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々を登録した台帳のこと。
景観重要樹木	景観の形成上重要な価値があると認められる樹木で、樹形等が美しく地域住民に親しまれているなど、市が定める方針にしたがって、市が指定するもの。
経常収支比率	毎年度決まって収入される財源（経常一般財源＝市税、地方交付税等）のうち、毎年度決まって支出する経費（経常的経費＝人件費、扶助費、公債費等）に充てられる割合。この比率が高いほど財政が硬直化して余裕のない状態とされる。本市では公債費（借金の返済に充てる費用）の割合が大きいため、他市と比較して経常収支比率が高くなっている。
権利擁護支援センター	保健福祉センター内に設置している、高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に対応する機関のこと。
交通バリアフリー推進連絡会	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に位置付けられた事業を推進するため、関係団体等による情報交換等ならびに相互間の連絡調整を目的として設置したものの。
校務支援システム	幼稚園・小中学校をネットワークでつなぎ、学校業務を円滑に進めているシステムのこと。

高齢者生活支援センター	本市では、*地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内に4か所設置している。
声の広報	文字による情報の入手が困難な視覚に障害のある人に対し、広報紙等地域生活をする上で必要な情報を音訳等により定期的に提供することで情報支援を図るもの。
こくさいルーム	外国にルーツのある児童などを対象に、潮見小学校内に設置している教室の名称。主に放課後の時間を活用して、教員やボランティア等が、対象児童に日本語指導や学習支援を行っている。また、様々な国の講師を招いての多文化交流イベントも定期的実施しており、日本人児童と外国人児童とが、共に学び合う場となっている。
国土強靱化地域計画	「国土強靱化基本法」第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該都道府県等の区域における国土強靱化に係る当該都道府県等の他の計画等の指針となるもの。
こころの体温計	携帯電話やパソコンの端末を利用して、気軽にストレス度や落ち込み度をチェックできるシステムのこと。
子ども教室	文部科学省の放課後子供教室事業として、児童の安全・安心な居場所を確保するため、小学校等を利用して、地域の方の参画も得ながら実施している事業で、校庭開放や室内での体験学習などがある。平成27年度(2015年度)からの*あしやキッズスクエア事業開始後は、*あしやキッズスクエアの実施校(実施日)以外で実施。
コミュニティ・スクール	小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行なうことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。
コミュニティビジネス	地域社会の課題解決に向けて、市民、NPO、企業など、さまざまな主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。
災害時における相互応援協定	地震等による災害時の相互応援についての協定。本市では、神戸隣接市7市1町による協定、国際特別都市建設連盟での協定、神戸市・芦屋市消防相互応援協定、兵庫県水道災害相互応援に関する協定などがある。
災害時要援護者	乳幼児、障がいのある人、病人、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々をいう。
サイン計画	道路交通の安全と円滑を図り、公共的施設を対象に案内・誘導の機能を果たすための看板の設置について、周囲の景観との調和、既存の道路標識との関連性を考慮し、一体的に整備するための計画のこと。
サポートファイル	医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となるよう作成するもの。
市営住宅等大規模集約事業	老朽化により建替が必要となっている朝日ヶ丘市営住宅、朝日ヶ丘公社住宅、翠ヶ丘町22番A-1棟、南宮町市営住宅、浜町市営住宅及び西蔵町市営住宅の6団

	地を、効率的かつ効果的な建替や維持管理等のコスト削減のため、高浜町1番に事業用地を確保し、そこに集約建替えを行う事業。また、当該敷地内に集会所等必要な付帯施設を整備するとともに、消防高浜分署の整備及び社会福祉施設用地の確保も行っている。
ジェネリック医薬品	先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品のこと。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。
事業継続計画（BCP）	災害対応業務のうち優先度の高い応急業務や、非常時においても優先度の高い通常業務等の対応策についての計画のこと。
市債残高	市の借金の残高。芦屋市では阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業に多額の費用を要したため、その財源として発行した市債残高が現在も財政運営上の大きな負担となっている。
指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。平成15年（2003年）の地方自治法改正により、これまで公共的団体（いわゆる外郭団体）に限定されていたものが、民間事業者、NPO法人などにも可能となり、施設の使用許可や料金設定の権限が与えられ、利用料を収入にすることもでき、民間等のノウハウを導入することで、効率化を目指すもの。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
市民後見人	一般市民による成年後見人。認知症等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合等の理由により、一般市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。本市においては権利擁護支援センターで養成研修を行っている。
市民ひろば	「*地域ひろば」では解決が難しい全市的、広域的課題について「*地域ひろば」の出席団体と全市的な団体（社会貢献団体等）で協議を行う場で、本市では「市民ひろば」と名づけているもの。
事務事業評価	総合計画における各施策を達成するための手段である事務事業について、1年間の活動内容、経費、課題などを評価することにより、改善を図ろうとする仕組みのこと。
社会福祉協議会	社会福祉法にもとづいて、全国の市町村に設置されている民間団体（社会福祉法人）。地域住民が主体となって、それぞれの地域で抱えている課題や問題を解決していけるよう、公私の社会福祉事業関係者の参加協力を得て、組織的な活動・支援を行う。芦屋市社会福祉協議会は保健福祉センター内に設置。
受動喫煙	室内等の環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。
障がい者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者相談支援事業所への後方支援や複合・困難事例への対応等行う機関のこと。

障害者差別解消支援 地域協議会	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の規定により、地域における障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から設置される、国や地方公共団体などの関係機関により構成された協議会のこと。
小規模保育事業	待機児童の多い0～2歳を対象とする市が認可する保育事業で、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって、少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業のこと。
消費者市民	お互いの特性や多様性を尊重し、自らの消費行動が将来にわたって内外の社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、公正かつ持続可能な社会に主体的に参画することができ、防犯意識と犯罪予防の知識を持ち、適切な行動を実践できる市民のこと。
将来負担比率	財政規模に対する市債等の債務残高の比率。本市では阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業に際して多額の市債を発行したため、他市と比較して将来負担比率が高くなっている。
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的・短期的又は軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいがづくり、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人のこと。
スクールガードリーダー	子どもの安全を守るために、「通学路の巡回活動」、「不審者対応についての学校へのアドバイス」、「各地域で子どもを見守る」、「学校安全ボランティア」の指導等の活動を行っている警察OBや教員OB等の防犯の専門家のこと。
スクールソーシャルワーカー	人と環境の関係に焦点を当て、子どもに影響を及ぼしている家庭、学校、地域環境の改善に向けて、学校、家庭、地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。
スポーツ・フォー・エブリワン	すべての市民が豊かなスポーツライフを通して、アクティブ(主体的・活動的・健康的)で質の高い生活を実現すること。
生活困窮者自立支援プラン	「生活困窮者自立支援制度」に基づく、制度の対象者のために本人と支援関係者が共同で作成する計画のこと。本市においては、福祉センター内の「総合相談窓口」において相談に応じている。
青少年リーダー	子ども会を中心とした地域活動や野外活動など青少年の団体活動やボランティア活動に参加して、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上を目指す青少年のこと。
施策評価	総合計画における各施策について、1年間の活動内容、経費、課題などを成果指標等を用いて評価することにより、改善を図ろうとする仕組みのこと。
地域医療支援病院	紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じ、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院として都道府県知事が個別に承認した病院のこと。
地域生活支援拠点等	相談や社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受入れ・対応、人材の確保・養成や連携等の推進、地域の体制づくりを総合的に支える拠点のこと。

地域発信型ネットワーク	地域での福祉課題を早期に発見し、課題解決に向けた取り組みを進めるため、自治会等の地域住民や民生委員、行政、専門職、関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり、課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は芦屋市社会福祉協議会が担う。
地域ひろば	地域課題解決の仕組みづくりとして、芦屋市自治会連合会のブロックごとに、地域の課題を解決するため、その地域に関わる団体の人たちが集まり、地域の実情を知り、解決の方策を考える場で、本市では、「地域ひろば」と名づけているもの。
地域包括ケア	要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に提供していくこと。
地域包括支援センター	主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が、高齢者の総合相談支援業務をはじめ、介護予防、包括的・継続的なケアマネジメント支援業務、権利擁護業務を行う機関のこと。「高齢者生活支援センター」は、芦屋市における地域包括支援センターの愛称。
地域密着型サービス	高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、平成18年（2006年）の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービスのこと。本サービスは、市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに、日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整（計画量を超える場合、市町村は指定を拒否することが可能）、原則としてその市町村の住民のみが利用でき、地域の実情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。
地域見守りネット	新聞や郵便など一般家庭に出入りする機会のある業者や地域住民がよく利用するスーパーやコンビニと市が協定を締結し、民間企業による「ゆるやか」な見守り活動を行うネットワークのこと。
地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画（土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等）を定める制度のこと。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。
チャレンジド雇用	障がいのある人（知的障がい、精神障がい、発達障がい）を対象に短期間、市役所において臨時的任用職員として雇用し、そこでの業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じ一般企業等への就職へつないでいく取組のこと。
中間支援団体	市民活動団体のネットワークの拠点として市民と市民または組織をつなぎ、相談や情報提供、人材育成などの支援をする役割を担う団体・組織のこと。
チューター	算数、数学における児童生徒の学力向上、基礎基本の定着を図るため各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちな児童生徒を中心に、授業の中での補助や、放課後の個別学習における支援を行っている。
長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅について、その建築及び維持保全に関する計画の認定を受けたもの。

適応教室	芦屋市立打出教育文化センター内に設置されている。不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し、個に応じた教育相談や適応指導、保護者への支援を行う教室のこと。学習支援やレクリエーション、体験活動等、様々な活動プログラムにより、関係児童生徒の学校復帰を支援している。
出前講座	市内の事業所や各団体・グループを対象に、希望に応じて市職員を講師として派遣し、職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。
統合型発信地表示システム	固定電話からの119番通報の通知位置を通知する「新発信地表示システム」と携帯・IP電話からの119番通報の通報位置を通知する「位置情報通知システム」を統合したシステムのこと。
特定優良賃貸住宅	民間の土地の所有者等が、取得した賃貸住宅を、市が20年間管理し、家賃の一部を一定期間補助することにより、中堅所得者層に対して家賃負担を軽減して供給する優良な賃貸住宅のこと。
特別支援教育センター	障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にある。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。
土地開発公社	公有地の拡大推進に関する法律に基づき、昭和48年(1973年)4月2日に公共用地等の取得、管理、処分等を行う事により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、芦屋市が全額出資して設立した団体。平成26年(2014年)1月17日に兵庫県知事の認可により解散。
トライやる・ウィーク	学校・家庭・地域の三者が連携して、中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学2年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動など、5日間、様々な体験活動を行っているもの。
認知症サポーター	行政機関が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で支援する応援者をいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。
認定救急救命士	一定の各項目の教育・課程を修了し、都道府県メディカルコントロール協議会から認定を受けた*救急救命士のこと。医師の指示のもと「気管挿管」「薬剤投与(アドレナリン)」「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管」「薬剤投与(ブドウ糖溶液)」「心肺機能停止状態でない傷病者に対する静脈路の確保」の行為を行える。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5歳の子どもについては、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けることができる。
パイプライン施設	パイプライン施設は、可燃性廃棄物を空気輸送により、輸送管で投入口が設置された地域から環境処理センターまで運搬する装置のこと。
はしご車架梯状況調査	はしご付消防ポンプ自動車、中高層建築物の火災等において消防活動等を行うために必要な通路、すえ付け空地の位置、構造及び空間等の調査のこと。
花と緑のコンクール	個人の庭やコミュニティ花壇等で年間を通して育てられている花や緑の写真を

	募集し、園芸専門員等による審査の結果、優秀な活動に対して表彰している事業。
パブリックコメント	市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続のこと。
非核平和都市宣言	世界中に核兵器が増え続け、1980年代に核戦争の危機が叫ばれる中、核兵器の廃絶を訴えるとともに、国是である非核三原則（作らず・持たず・持ち込ませず）の厳守を強く求め、1985年（昭和60年）10月15日に市議会が決議したもの。市は、この宣言の趣旨を踏まえ、毎年、平和関連事業を実施している。
病児・病後児保育	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、一時的に子どもを預かる事業。
ファミリー・サポート・センター	地域での子育て支援の輪を広げることを目的として、子育ての援助をしたい人（協力会員）と子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）とがお互いに助け合いながら育児の相互援助活動をする会員制の組織のこと。
フェニックス共済	「兵庫県住宅再建共済制度」のこと。兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国に先駆けて住宅再建共済制度を平成17年（2005年）9月からスタートしたもので、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度となっている。
福祉推進委員	社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。主には、日頃の暮らしの中で町内の方と交流を持ったり、支援が必要な方を把握したりと地域の特性に応じた活動を行っている。
プラント	下水処理場やごみ焼却場などの関係設備、施設等のこと。
ふるさと寄付金	ふるさとや特定の自治体を応援したい・貢献したいといった納税者の思いを実現するため、納税者が地方公共団体に寄附をされた場合、その一定限度までを所得税と合わせ個人住民税から軽減する寄附金税制のこと。 地方への税源移譲の効果と同時に、地方経済の活性化につながることも期待されており、平成27年（2015年）4月からは、寄附金控除限度額の引き上げや申告手続の簡素化など、制度の拡充がなされた。
プロジェクトチーム制度	庁内の既存組織横断的な行政課題の実施に向けての計画立案等を行うため庁内に設置する組織のこと。
平和首長会議	昭和57年（1982年）6月に開催された国連軍縮特別総会において、広島市長が「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱したことを契機に設立された組織。設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続け、平成27年（2015年）6月現在160の国・地域から6,706の都市（自治体）が加盟している。
放課後児童健全育成事業	厚生労働省の事業。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。芦屋市では、「留守家庭児童会事業」として、平成27年度（2015年度）に全小学校で12学級を開設している。
防犯協会	防犯知識の普及、安全な地域環境づくり、少年の健全育成、覚せい剤等薬物乱用の防止、高齢者の防犯対策、悪質商法の被害防止、暴力の追放、風俗環境の浄

	化などの防犯活動を推進し、犯罪や暴力・非行のない安全で明るく住みよい地域社会づくりに寄与することを目的としたボランティア組織のこと。
保護樹	「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第35条に規定するまちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木のこと。
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い自立支援計画書を作成し、公共職業安定所と連携して個々のケースに応じた支援メニューを選定及び実施につなげる事業。
マイナンバー制度	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度。 平成27年(2015年)10月よりマイナンバーの付番が始まり、平成28年(2016年)1月より社会保障、税、災害対策の分野のうち法律等で定められた事務についてマイナンバーの利用が開始される。
まちづくり協定	まちづくり協議会等に代表されるまちづくり活動団体が、地域のまちづくりにおいて、主に建築に係る内容について遵守されるべき事項を定めたもの。申請によって市長の認定を受けることができる。
まちづくり防犯グループ	「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され、防犯パトロールや子どもの見守り活動などの防犯活動や、まちの美化活動など安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている、市民による自発的な地域防犯組織のこと。
まちづくり連絡協議会	まちづくり協議会での活動によって得られた経験や知識を活かし、地域や市全体のまちづくりに寄与するための活動を目的とした、各地域から選出された複数の委員によって構成される協議会のこと。
緑の保全地区	本市全体の緑の保全と緑の推進を図るために定められた「緑の基本計画」における芦屋らしい緑を守る施策として、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区として指定している地区のこと。
民生委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。また、児童福祉法により「児童委員」を兼ねている。
むこねっと患者情報共有システム	平成21年度(2009年度)より兵庫県地域医療再生計画事業で構築された阪神間7市1町を対象とした医療連携システムで二次救急システム、患者情報共有システム等のシステムから構成されるもの。 患者情報共有システムは、当該病院と他の医療機関の間に、セキュリティを確保したネットワークを構築し、当該病院の電子カルテシステムに保管されている患者の診療情報を他の医療機関で閲覧できるシステム。
持ち去り防止パトロール	「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で、行政回収のごみステーションと集団回収の集積場所からの再生資源(紙類、缶、瓶、ペットボトル)を持ち去る行為を禁止しており、再生資源を回収する日の朝にパトロールを実施して、違反者の取締りを行うもの。

ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い，老若男女といった差異，障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待や非行など0歳から18歳未満の子どもとその家庭にかかわる問題や養育支援が必要な妊婦などについて，法律に基づき，関係機関などの連携により組織的に対応する組織のこと。
ライトダウンキャンペーン	地球温暖化防止のため，期間を定めてライトアップ施設や家庭の照明を消す運動のこと。環境省では，平成15年(2003年)から毎年初夏に実施し，6月21日から7月7日の間，「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施。6月21日(夏至の日)と7月7日(クールアース・デー)両日の夜8時から10時までの2時間を特別実施日として設定し，全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼び掛けている。
理科推進員	小学校5，6年生の理科の授業において，観察・実験等における準備や片付け等で教員の支援を行い，理科学習の充実・活性化を図ることを目的に，各小学校に1名ずつ配置している人。
緑被率	市域において，都市公園，樹木・樹林，草地・芝生地，河川・池沼，農地等が占める割合のこと。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和の意味で，一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活などにおいても，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
ワークショップ	市の施策の策定に当たり，一定の案を集約するため，市民が参加し，各種共同作業等を行い，施策について議論する方法のこと。
若者相談センター「アサガオ」	社会生活を円滑に営む上で，ひきこもり，ニート，不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。